



3年の特例（2016年10月まで）を1年4か月短縮

議員報酬引上げ条例(特例廃止)を清風・政研マイバラが提案

先の全員協議会で、3月議会の日程が確認されました。会期は5月29日から6月19日までの22日間とされました。執行部からの提案は25件、議員発議として「米原市議会の議員報酬の額の特例に関する条例を廃止する条例」を提出することが報告されました。可決すれば7月から一般議員は3万円増額します。議会運営協議会での議案の取り扱いについて委員会審査を省略して本会議で即決するとして5月29日の本会議冒頭での採決を行うとの報告がなされました。

3月議会日程決まる

- 5月20日(水) 議会告示・全員協議会
- 5月26日(火) 一般質問・総括質疑締切
- 5月29日(金) 全協・開会・議案上程
- 6月2日(火) 一般質問
- 6月3日(水) 一般質問
- 6月8日(月) 産業建設常任委員会
- 6月9日(火) 総務教育常任委員会
- 6月10日(水) 健康福祉常任委員会
- 6月19日(金) 最終日・採決・閉会

29日の本会議および6月2・3日の一般質問の傍聴・ZTVでの視聴をよろしくお願ひします。また「戦争法案反対」の意見書は29日に提出予定。

なぜ今、議員報酬の引き上げか 共産党議員団は断固反対

今回の議員報酬引上げ条例(特例廃止条例)の提案者は滝本議員(清風クラブ)、賛成者は吉田議員(政策研究会マイバラ)です。趣旨説明は本会議冒頭でされますので、十分な条例の趣旨は分かりませんが、2013年9月の議会で共産党議員団の特例条例(10%引き下げ)2年間延長の提案を撤回させ、総意で3年間延長(2016年10月まで)を条例化したものです。今回はその3年延長の条例を廃止して、議員報酬を引き上げようとする条例です。このことは、自分たちで作った条例すら十分な議論せず廃止する。このようなことでは市民に対する説明責任が果たせないと、日本共産党議員団は、反対の立場を明らかにしています。また、その議案の審査方法を審議する議会運営委員会が委員会付託を行わず、本会議で即決するとなりました。このことについて、共産党議員団は、委員会審査を行うべきとの主張をしました。また全員協議会の席上、同一会派の保守系議員からも委員会審査などを行い、慎重審議を求める声が出されています。

米原市議会議員報酬の推移

期間	報酬額(単位・千円)			改正条例	提案者	議決日	議決結果	備考
	議長	副議長	議員					
H17.2~H17.10	295	220	200	合併在任特例				
H17.11~H21.10	350	270	250	報酬増額	市長	H17.9.27	可決	
H21.11~H23.10	400	330	300	報酬増額	市長	H21.3.27	可決	報酬審議会 ※現在の本条例
"	350	270	250	1年据え置き特例	総務常任委員会	H21.3.27	可決	共産党・元に戻す 条例否決
				1年据え置き特例	北村喜代隆議員	H21.12.15	可決	共産党・元に戻す 条例否決
H23.11~H25.10	360	297	270	10%引下げ特例 (任期まで)	堀川議員	H23.9.5	可決	共産党・元に戻す 条例否決
H25.11~H28.10	360	297	270	10%減・2年延長	共産・清水議員	H25.9.2	撤回	
				10%減・3年延長	総務教育常任委	H25.9.24	可決	※現在の実報酬

戦争法案に反対する講演会(米原革新懇主催)にお越しください。
 日時 2015年5月24日(日) 14時 場所 米原公民館3階3A研修室
 講師 高橋陽一弁護士(彦根共同法律事務所)
 「戦争への道にストップを―平和安全法制という欺瞞」 ※参加費は無料です。